

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公開番号】特開2018-69870(P2018-69870A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2016-210148(P2016-210148)

【国際特許分類】

B 6 0 R 16/02 (2006.01)

G 0 6 F 8/65 (2018.01)

G 0 6 F 8/656 (2018.01)

【F I】

B 6 0 R 16/02 6 6 0 U

G 0 6 F 9/06 6 3 0 A

G 0 6 F 9/06 6 3 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両に搭載された対象機器を制御する複数種類の車載制御装置の制御プログラムの更新を制御する装置であって、

車両走行時における前記車載制御装置の制御機能の利用パターンを対応する前記車載制御装置ごとに取得する取得部と、

取得した前記利用パターンに基づいて、前記車載制御装置についての前記制御プログラムの更新可否を決定する制御部と、を備える制御装置。

【請求項2】

前記制御部は、取得した前記利用パターンに基づいて、車両走行中における前記車載制御装置の制御機能の利用可能性の多寡を判定し、この判定結果に応じて、前記制御プログラムの更新可否を決定する請求項1に記載の制御装置。

【請求項3】

前記制御部は、前記利用可能性が所定の閾値以下である場合に、前記制御プログラムの更新が可能であると判定する請求項2に記載の制御装置。

【請求項4】

前記利用パターンには、前記車両を運転し得るユーザの識別情報ごとに設定された利用パターンが含まれる請求項1から請求項3のいずれか1項に記載の制御装置。

【請求項5】

前記ユーザの識別情報には、前記車両が自動運転である場合の識別情報が含まれる請求項4に記載の制御装置。

【請求項6】

前記制御機能の稼働状況の蓄積に基づいて、前記利用パターンを生成する生成部を更に備える請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の制御装置。

【請求項7】

車両に搭載された対象機器を制御する複数種類の車載制御装置の制御プログラムの更新

を制御する方法であって、

車両走行時における前記車載制御装置の制御機能の利用パターンを対応する前記車載制御装置ごとに取得するステップと、

取得した前記利用パターンに基づいて、前記車載制御装置についての前記制御プログラムの更新可否を判定するステップと、を含む制御方法。

【請求項 8】

車両に搭載された対象機器を制御する複数種類の車載制御装置の制御プログラムの更新を制御する制御装置として、コンピュータを機能させるためのコンピュータプログラムであって、前記コンピュータを、

車両走行時における前記車載制御装置の制御機能の利用パターンを対応する前記車載制御装置ごとに取得する取得部、及び、

取得した前記利用パターンに基づいて、前記車載制御装置についての前記制御プログラムの更新可否を判定する制御部、として機能させるコンピュータプログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

<本発明の実施形態の概要>

以下、本発明の実施形態の概要を列記して説明する。

(1) 本実施形態の制御装置は、車両に搭載された対象機器を制御する複数種類の車載制御装置の制御プログラムの更新を制御する装置であって、車両走行時における前記車載制御装置の制御機能の利用パターンを対応する前記車載制御装置ごとに取得する取得部と、取得した前記利用パターンに基づいて、前記車載制御装置についての前記制御プログラムの更新可否を決定する制御部と、を備える。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本実施形態の制御装置によれば、取得部が、車両走行時における車載制御装置の制御機能の利用パターンを対応する車載制御装置ごとに取得し、制御部が、取得した利用パターンに基づいて、車載制御装置についての制御プログラムの更新可否を決定するので、車載制御装置が制御機能を実行しない走行ルートを設定しなくても、車両走行中における制御プログラムの更新可否を適切に判定することができる。